



2018年6月8日

報道関係者 各位

連合「女性のための全国一斉労働相談ホットライン」を実施します！

日頃より大変お世話になっております。

連合は、職場・家庭・地域における男女平等参画の重要性について、組織内の合意形成をはかりつつ、男女平等推進への機運を高めるため、2004年から毎年6月を「男女平等月間」と設定し、連合・構成組織・地方連合会が一体となって様々な運動を展開しています。

今年度も、「全国一斉集中労働相談ダイヤル」として、下記の期日において働く女性を対象とした「女性のための労働相談ホットライン」を開設します。各社におかれましては告知や取材等へのご協力をお願い申し上げます。

記

【女性のための全国一斉労働相談ホットライン】

1. 日 程 2018年6月15日(金) 10:00 ~ 19:00
 16日(土) 10:00 ~ 16:30
2. 場 所 全国47地方連合会にて実施
3. 電話番号 全国共通フリーダイヤル **0120-154-052**(※)
 ※「フリーダイヤル、行こうよ、連合に」
 電話をかけた場所の都道府県の「連合」につながります。
 ケータイ・スマホからもOKです。
4. その他 チラシを添付いたします。

以 上

《問い合わせ先》

連合神奈川 副事務局長 阿部 嘉弘

TEL 045 (211) 1133

FAX 045 (201) 8866





男女の人権が尊重され、仕事と生活の調和が取れる社会の実現をめざし、職場における男女平等や両立支援の促進に向けて取り組みましょう。

両立支援



●仕事と子育て、介護との両立

2017年改正育児・介護休業法 2017年10月1日施行

①保育所に入れない場合の育児休業期間の再延長(義務)



②育児や介護に関する両立支援制度の対象者に対する周知(努力義務)

③就学前の子を有する労働者に対する育児に関する休暇の措置(努力義務)

●男性の育児休業取得促進

男性の育児休業取得率は3.16%、男性20歳～59歳の育児に対する希望と現状は、約7割が両立を希望するものの現実には約6割が仕事優先。週の労働時間が長い程、男性が子育てしながら働ける環境にはないと答えています。

男性の仕事と子育ての希望と現状



資料出所:「連合 パタニティ・ハラスメントに関する調査(2014年)」

●不妊治療と職業生活

不妊治療を受けながら働く人は、年間のべ約40万人にも増えています。妊娠・出産の意思決定は当事者の権利であることや、プライバシーへの配慮が大前提ですが、働く人が安心して治療と仕事を両立できるための選択肢のひとつとして、休暇制度など就業環境を整備しましょう。

女性のための

全国一斉集中

労働相談 ホットライン

職場で悩むあなたを応援します!

2018年
6月15日(金) 午前10時～午後7時
16日(土) 午前10時～午後4時30分

日本労働組合総連合会
神奈川県連合会 (連合神奈川)

ひとりで悩んだり、我慢したりせずに
まずは連合に相談してみませんか?

いこうよ れんごうに
0120-154-052



秘密は厳守します



相談は無料です



携帯・スマホOK

※電話を掛けた地域の連合の事務所につながります。
※上記フリーダイヤルは常設です。左記期間以外でも相談を受け付けています。

連合は6月を男女平等月間として
取り組んでいます。
男女平等の視点で職場点検を
しましょう!



男女平等

ACTION 2018

男女平等課題改善に取り組もう!

連合神奈川 女性委員会・男女平等参画推進委員会

ハラスメント

こんなことはありませんか?

- 1 SOGI ハラスメント
- 2 ケア (育児・介護) ハラスメント
- 3 マタニティーハラスメント / パタニティハラスメント
- 4 セクシャル・ハラスメント

ね!

環境整備に向けて、労使で取り組むことが大事だ

職場の課題も含めた全体の課題として受け止め、ハラスメントがない、すべての人が安心して働ける

ハラスメントは、特定の個人間の問題としてだけでなく、長時間労働や職場のコミュニケーション不足など、背景にある職場の課題も含めた全体の課題として受け止め、ハラスメントがない、すべての人が安心して働ける環境整備に向けて、労使で取り組むことが大事だね!



賃金格差

勤続年数や管理職の差異が男女間の賃金格差の主要因となっていませんか?

男性の方が昇格が早いと感じていませんか?

男女の勤続年数や管理職比率の差異が、男女間の賃金格差の主要因となっていることから、職場における男女間賃金格差の是正にむけて取り組みを進めましょう。



女性活躍

女性活躍推進法は、男女ともに働きやすくする為の法律です。

労使で取り組んでいますか?

労使
で
把握
ポイント!



この法律は、職場点検を通じて進捗状況を労使で把握できるかがポイント。

パートタイム労働者

正社員の働き方と同視すべきパート労働者については、正社員と均衡のとれた待遇の確保が取れていますか?

パートタイム労働法や女性活躍推進法を活用し、全雇用者の3割に及ぶパートタイム労働者のうち、約7割を占める女性パート労働者の賃金や労働条件を改善しましょう。

